

沼津市公式LINE運用方針

決定 令和2年4月

改正 令和2年9月

沼津市広報課

(目的)

1 国内において多くのユーザを有し、多くの年齢層において高い利用率を誇るLINEを活用し、市政情報、観光・イベント情報、地震や台風等の災害情報、緊急情報の速報、同報無線情報などを、即時かつ広域に情報発信することを目的とする。

(適用)

2 この方針は、沼津市公式LINE（以下「本ページ」という。）を使って情報発信をする際に適用する。

(情報発信)

3 発信情報の適正性の確保に努めるために、情報提供管理者(以下「管理者」という。)を置き、広報課長をこれに充てる。ただし、災害発生時、災害の発生が予測される時の情報発信については、危機管理課長を管理者に充てることとする。

4 本ページの効果的な運用を確保するために、情報提供担当者(以下「担当者」という。)を置き、広報課の職員をこれに充てる。ただし、災害発生時、災害の発生が予測される時の情報発信については、危機管理課の職員を担当者に充てることとする。

5 本ページ用に取得したアカウントのID・パスワード等は広報課及び危機管理課の職員以外に開示してはならない。

(意思決定)

6 情報発信については、原則として管理者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはLINEの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) イベント、競技会等の現況などをその場で情報発信する場合

(2) 緊急情報を発信する場合。ただし、気象庁や静岡県公式発表内容の転載に限る。

(コメント等への対応)

7 本ページに対するコメント（意見や反応等）については、必要に応じて回答する。ただし、管理者が全てのコメントを閲覧し、回答することを保証するものではない。なお、市政等に関する質問・意見については、「市民の声システム」を利用するように呼びかけるものとする。

(掲載基準)

8 本ページに対し、下記の内容を含んだ記事の掲載を禁止する。

- (1) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) その他掲載することが不相当と認められるもの

付則

この運用方針は、令和2年4月1日から適用する。

付則

この運用方針は、令和2年9月18日から適用する。